

令和5年度

主要施策の成果に関する説明書

令和6年度滋賀県議会定例会
令和6年9月定例会議提出

[子ども若者部門]

滋 賀 県 の 施 策 の 分 野

- I 人 自分らしい未来を描ける生き方
- II 経 済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業
- III 社 会 未来を支える 多様な社会基盤
- IV 環 境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

目 次

	頁
I 人	303
II 経 済	該当なし
III 社 会	該当なし
IV 環 境	該当なし

(注) 主要施策の成果に関する説明書の記載について

「成果の説明」の欄中

【感】とあるのは「新型コロナウイルス感染症」対応関連事業を示す。

Ⅰ 人

自分らしい未来を描ける生き方

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>1 私学教育の振興</p> <p>予 算 額 5,480,755,000 円</p> <p>決 算 額 5,465,219,811 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 私学経営安定事業 3,472,304,000 円</p> <p>ア 私立学校振興補助金 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人に対して、人件費等の経常的経費の助成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般補助（加算を含む）15法人 <ul style="list-style-type: none"> 高等学校（全日制・定時制） 10校 2,734,355,000円 高等学校（通信制） 2校 39,209,000円 中等教育学校 1校 40,585,000円 中学校 6校 422,504,000円 幼稚園 6園 135,291,000円 計3,371,944,000円 ・教育改革推進特別補助 20法人33校（園） 100,360,000円 <p>(2) 保護者負担軽減補助事業 1,899,540,971 円</p> <p>ア 高等学校等就学支援金 私立高等学校等の授業料負担の軽減を図るため、年収の目安が 910万円未満の世帯を対象に、所得区分に応じて、国の就学支援金を交付した。 高等学校12校、中等教育学校（後期課程）1校、専修学校（高等課程）2校、各種学校（外国人学校）1校 支給人数：6,809人 支給額：1,637,250,705円</p> <p>イ 私立学校特別修学補助金 私立高等学校等の授業料負担の軽減を図るため、国の就学支援金の支給額が低額に留まる年収の目安が 590万円から 910万円未満の世帯を対象に、県の特別修学補助金を上乘せして交付した。 支給人数：2,929人（うち家計急変分4人）支給額：155,207,417円</p> <p>ウ 私立高等学校等奨学のための給付金 私立高等学校等の授業料以外の教育費を支援するため、年収の目安が 270万円未満の世帯を対象に、世帯状況に応じて、奨学のための給付金を支給した。 支給人数：933人（うち一部早期給付90人、家計急変分17人） 支給額：107,082,849円</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 【感】教育条件充実向上事業 93,374,840 円</p> <p>ア 私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金 心身に障害を有する幼児の幼稚園等への就園を支援するため、対象幼児が在籍する私立幼稚園等に対して助成を行った。 対象人数：116人 支給額：90,668,840円</p> <p>イ 私立幼稚園教育支援体制整備費補助金 幼児教育の質の向上のため遊具等の整備、園務改善のためのICT化の促進のほか、新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品の購入等に要する経費に対して助成を行った。 遊具等整備2園、ICT化促進9園、感染症対策8園 支給額：2,706,000円</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 私学経営安定事業 私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減が図られた。また、スクールカウンセラーやICT支援員の設置、預かり保育等の学校活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校（園）の取組が促進された。</p> <p>(2) 保護者負担軽減補助事業 令和2年度から国の就学支援金により年収の目安が590万円未満の世帯では授業料実質無償化となる一方で、590万円から910万円未満の世帯への支給額が低額に留まったが、県の特別修学補助金を上乘せし、私立高等学校等の授業料負担の軽減を図ることで、私立を含めた学校選択の幅を広げることにつながった。</p> <p>(3) 【感】教育条件充実向上事業 私立幼稚園等における教育体制や設備等の整備、充実を図ることで、子どもを安心して育てることができる環境を整備することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 私学経営安定事業 私立学校の経常的経費の助成について、特色ある教育を実施する私立学校に対して重点配分をしているが、社会情勢の変化などを踏まえ、公立にはない魅力ある私立学校の教育を更に支援していく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 保護者負担軽減補助事業 今後も私立高等学校等への生徒の修学を支援するため、中間所得世帯層を含め、引き続き授業料負担の軽減を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 【感】教育条件充実向上事業 幼児教育の質の維持・向上、教職員の事務負担の軽減などを図るため、引き続き教育体制や設備等の整備、充実に支援していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 私学経営安定事業</p> <p>①令和6年度における対応 これまで前年度の近畿平均の水準まで引き上げてきた補助単価について、令和5年度と同様、令和6年度も同年度の近畿平均の推計額まで引き上げることにした。</p> <p>②次年度以降の対応 社会情勢の変化や保護者のニーズを踏まえ、魅力ある学校づくりにつながるよう、引き続き支援の充実や助成制度の見直しを検討していく。</p> <p>(2) 保護者負担軽減補助事業</p> <p>①令和6年度における対応 県の特別修学補助金において、令和6年度から教育費の負担が特に大きい子どもを3人以上扶養する多子世帯に対する支援額を拡充することとした。</p> <p>②次年度以降の対応 私立高等学校等への生徒の修学を支援するため、支援制度の十分な周知を図るとともに、引き続き必要な支援を継続していく。</p> <p>(3) 【感】教育条件充実向上事業</p> <p>①令和6年度における対応 幼児教育の質の向上など必要な経費に対して、引き続き助成を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 社会情勢の変化などを踏まえ、引き続き支援の充実を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(子ども若者政策・私学振興課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>2 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>予 算 額 284,934,000 円</p> <p>決 算 額 152,067,877 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 18,340,818 円</p> <p>ア 児童養護施設等における新型コロナウイルス感染防止対策事業 8施設 児童養護施設等に対し、マスク等の消耗品、特殊勤務手当等の経費等の感染症対策のためのかかり増し経費を措置</p> <p>イ 地域子育て支援事業 市町に対して、放課後児童クラブ等で新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な費用やICT推進に係る経費を補助</p> <p>延長保育事業 29カ所 放課後児童健全育成事業 117支援単位 地域子育て支援拠点事業 2カ所 一時預かり事業 18カ所</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 2,374,510 円 ・不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査助成事業 265件</p> <p><物価高騰対策></p> <p>(1) 食料品価格高騰対策事業 128,232,549 円 物価高騰に伴い、食糧費負担が増えた社会福祉施設等に対して支援金を支給</p> <p>ア 認可外保育施設 40施設 イ 保育所・放課後児童クラブ等 456施設（保育所：385施設、放課後児童クラブ：71施設） ウ 児童養護施設等 23施設</p> <p>(2) 子ども食堂等における物価高騰対策支援事業 3,120,000 円 子ども食堂等における特別な体験の提供に要する経費を補助 80団体</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>2 施策成果</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 施設が感染症対策を徹底しつつサービスを継続的に提供できるよう、感染症対策に係るかかり増し経費を支援するとともに、事業を継続的に実施していくための環境整備等を図ることができた。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 ウイルス検査助成事業により、不安を抱える妊婦への支援体制の充実を図ることができた。</p> <p><物価高騰対策></p> <p>(1) 食料品価格高騰対策事業 食料品価格高騰の影響を軽減し、社会福祉施設等の安定運営に寄与することができた。</p> <p>(2) 子ども食堂等における物価高騰対策支援事業 子ども食堂等における特別な体験の提供を通じ、子どもたちが季節の行事等を経験する機会を確保することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】福祉施設に対するかかり増し経費補助 感染拡大防止対策については、今後の感染症の動向や国の対応を踏まえ、各社会福祉施設の特性に沿った対応ができるよう、状況に応じて県としての対応を検討する必要がある。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業 感染拡大防止対策については、今後の感染症の動向や国の対応を踏まえ、妊産婦に対し必要な支援ができるよう、状況に応じて県としての対応を検討する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><物価高騰対策></p> <p>(1) 食料品価格高騰対策事業 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援は自治体への配分額が限られ、一過性の支援となることや全国一律ではないことから、事業者支援の継続性、公平性に課題がある。</p> <p>(2) 子ども食堂等における物価高騰対策支援事業 引き続き、子どもたちの大切な居場所である子ども食堂等において催しなどが提供される機会を確保していく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p><感染拡大防止対策></p> <p>(1) 【感】 福祉施設に対するかかり増し経費補助</p> <p>①令和6年度における対応 今後の感染症の動向や国の対応を踏まえ、県としての対応を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染症の動向や国の対応を踏まえ、県としての対応を検討する。</p> <p><生活支援></p> <p>(1) 【感】 新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業</p> <p>①令和6年度における対応 今後の感染症の動向や国の対応を踏まえ、県としての対応を検討する。</p> <p>②次年度以降の対応 今後の感染症の動向や国の対応を踏まえ、県としての対応を検討する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p><物価高騰対策></p> <p>(1) 食料品価格高騰対策事業</p> <p>①令和6年度における対応 国の経済対策を踏まえ、引き続き食糧費負担が増えた社会福祉施設等に対して必要な支援を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 国の経済対策を踏まえ、必要な支援を検討する。</p> <p>(2) 子ども食堂等における物価高騰対策支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 子ども食堂等における特別な体験の提供への支援を実施する。</p> <p>②次年度以降の対応 物価高騰の影響を受ける支援者の声も聞きながら、必要な支援を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(子ども若者政策・私学振興課、子育て支援課、子ども家庭支援課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>3 子どもを安心して育てることのできる環境づくり</p> <p>予 算 額 4,014,221,000 円</p> <p>決 算 額 3,867,149,853 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 1,284,487,035 円 19市町が実施する乳幼児福祉医療費助成事業に対する補助 支払件数 1,374,161件</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 4,454,000 円 母子保健推進会議の開催 2回 妊産婦ケア検討会の開催 1回 母子保健研修会の開催 2回 子育て・女性健康支援事業 ・妊娠・出産・子育てに関する健康相談 延べ 747件 ・思春期の健康教育 14回 市町母子保健情報交換会の開催 1回</p> <p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業 21,364,000 円 ・保育所整備事業 1市 1施設 ・幼保連携型認定こども園環境整備事業 33法人 37施設 ・幼保連携型認定こども園ICT環境整備事業 1市13法人 17施設</p> <p>(4) 地域子育て支援事業 2,234,520,000 円 ・利用者支援事業 18市町 28カ所（基本型） 7カ所（特定型） 27カ所（母子保健型） ・延長保育事業 17市町 204カ所 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 8市町 819人 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 5市 ・放課後児童健全育成事業 19市町 561支援単位 ・子育て短期支援事業 14市町 2,049件（ショートステイ） 30件（トワイライトステイ）</p>

事 項 名	成 果 の 説 明			
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・一時預かり事業 	<ul style="list-style-type: none"> 19市町 17市町 16市町 19市町 	<ul style="list-style-type: none"> 7,567件 5,849件 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・病児保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> 19市町 13市 	<ul style="list-style-type: none"> 109カ所（一般型） 167カ所（幼稚園型） 15カ所（余裕活用型） 1カ所（災害特例型） 94カ所 18カ所（病児対応型） 8カ所（病後児対応型） 94カ所（体調不良児対応型） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て援助活動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 13市町 		
	(5) 低年齢児保育保育士等特別配置事業	16市町	141施設	154,937,000 円
	(6) 保育士笑顔サポート事業	就労者数	132人（うち保育士 119人）	30,193,000 円
	(7) 保育士修学資金等貸付事業	貸付者数	205人	16,138,011 円
	(8) 放課後児童クラブ施設整備費	3市町	8支援単位	50,994,000 円
	(9) 「滋賀で家族になろう」推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・あいはぐプロジェクト応援団事業 ・しが出会いサポート地域連携推進事業 		参画企業・団体数 45社・団体 会員登録数 1,329人	26,711,740 円
	(10) 多子世帯子育て応援事業 市町が行う第3子以降の保育料および副食費の無料化（R1.10～）に対する補助	19市町		34,003,000 円
	(11) 放課後児童クラブ巡回支援事業	巡回箇所	160カ所	4,060,000 円

事 項 名	成 果 の 説 明		
	(12) 保育士等奨学金返還支援事業	15市町	104人 3,588,000 円
	(13) 医療的ケア児保育支援者育成事業	研修受講者数	27名 1,700,067 円
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 小学校就学前の乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児の保健水準の向上と健やかな育成を図ることができた。 平成28年度から未就学児を対象とした自己負担のない乳幼児福祉医療費助成事業を開始したが、小学生以上の子どもについては市町ごとに福祉医療費助成事業の対象年齢に差があったことから、県内どこに住んでいても安心して子育てできる環境づくりに寄与するため子どもが等しく福祉医療費助成事業を受けられる制度の構築に向け、市町との連携を図ることができた。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 滋賀県の母子保健全体について検討する場として、新たに関係団体で構成する母子保健推進会議を立ち上げ、成育医療等基本方針に基づき、滋賀県保健医療計画（母子保健計画）の評価、次期計画の作成を行った。 その他にも妊産婦ケア検討会や市町母子保健情報交換会や、各圏域での担当者会議を行い、関係者間の情報共有や意見交換を通じ、母子保健対策の推進を図った。 子育て・女性健康支援センターにおいて相談や健康教育を実施することで、妊娠・出産する人や家族の不安の軽減につながったと考えられる。</p> <p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業 市町に対して補助を行い、認定こども園等の計画的な整備や保育の質の向上など、子どもを安全・安心に育てることができる環境の整備を促進した。</p> <p>(4) 地域子育て支援事業 市町に対して補助を行い、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭および子どもを対象とし、地域の実情に応じた延長保育、一時保育、放課後児童クラブなどの子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることができた。また、地域子育て支援拠点については、運営を重層的支援体制整備事業等においても支援したことにより、目標を達成できた。</p>		

事 項 名	成 果 の 説 明														
	<p>(5) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 市町に対して補助を行い、低年齢児の受入れに取り組む民間保育所および幼保連携型認定こども園に対する支援を行うことにより、低年齢児保育の質の向上ならびに保育士の業務負担軽減を図ることができた。</p> <p>(6) 保育士笑顔サポート事業 保育士・保育所支援センターの体制を強化し、保育士有資格者登録制度への誘導を兼ねた保育人材バンクによる潜在保育士の再就職や新卒者の県内保育所への就業、現任保育士の就労継続を支援した。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標 保育従事者の離職率（定年退職や雇用期間満了での退職を除く）</p> <table data-bbox="1456 654 1948 734"> <tr> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td>7.7%</td> <td>前年度を下回る水準</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>(7) 保育士修学資金等貸付事業 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付や、潜在保育士に対する就職準備金等の貸付を行い、新規保育士資格取得者の確保や潜在保育士の就労を促進した。</p> <p>(8) 放課後児童クラブ施設整備費 放課後児童クラブの設置促進を図る市町に対して、その整備に要する経費を補助することにより、児童が放課後を安全・安心に過ごすことができる環境づくりを進めることができた。</p> <p>(9) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚の希望が叶えられるよう、若者の結婚を応援する企業や団体等のネットワーク「あいはぐ応援団」を通じ、官民協働で若者を応援する気運の醸成や取組の促進を図った。さらに、AIを活用したオンライン型結婚支援センター「しが・めぐりあいサポートセンター しが結」の運営により、市町や企業等と連携するとともに、広域的な出会いの機会を創出した。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table data-bbox="716 1292 1881 1372"> <tr> <td>しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」会員登録者数</td> <td>令5</td> <td>目標値</td> <td>達成率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,329人</td> <td>1,500人</td> <td>88.6%</td> </tr> </table>	令5	目標値	達成率	7.7%	前年度を下回る水準	—	しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」会員登録者数	令5	目標値	達成率		1,329人	1,500人	88.6%
令5	目標値	達成率													
7.7%	前年度を下回る水準	—													
しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」会員登録者数	令5	目標値	達成率												
	1,329人	1,500人	88.6%												

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(10) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯に係る保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、希望する数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進した。</p> <p>(11) 放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、児童とのかかわりの観点から日誌等の管理方法など事務的な部分まで広く助言・指導等を行うことにより、放課後児童クラブの質の向上を図ることができた。</p> <p>(12) 保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が返還する奨学金の一部を支援する市町に対して補助することにより、県内保育所等への就労や定着を促進し、県内における保育士等の確保を図り、もって子どもを安心して生み育てることができる環境整備を推進した。</p> <p>(13) 医療的ケア児保育支援者育成事業 保育士や看護師に対し、医療的ケア児への保育や看護に関する研修を行い、地域の保育所等における医療的ケア児の受入体制を構築するとともに、インクルーシブ保育の取組を進めた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業 令和6年4月から県内どこに住んでいても高校世代までの子どもが等しく福祉医療費助成事業を受けられる仕組みを市町と連携し構築した制度を、安定的に運営していくとともに、全国的な制度となるよう国へ要望を働きかけることが必要である。</p> <p>(2) 母子保健対策推進事業 出生数の減少、望まぬ妊娠や10代の人工妊娠中絶割合の増加、赤ちゃんの10人に1人が低出生体重児、不妊治療の増加、痩せ傾向や朝食を欠食する若者の増加等があることから、子ども・若者がより健康になるための取り組みプレコンセプションケアを推進する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業 市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等に対して支援するなど、引き続き待機児童を解消するとともに、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進める必要がある。</p> <p>(4) 地域子育て支援事業 市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応した支援により、子育ての不安や負担を軽減する必要があるとともに、地域における子育て支援の充実を図るため、地域の実情に応じた市町の取組の促進を図っていく必要がある。</p> <p>(5) 低年齢児保育保育士等特別配置事業 低年齢児保育の質の向上に加え、保育士の負担軽減が図られることにより、喫緊の課題である保育人材の確保にもつながることから、市町での本事業の活用を促す必要がある。</p> <p>(6) 保育士笑顔サポート事業 県内保育所等で就労する保育士等を確保するため、引き続き新任保育士の就職支援、潜在保育士の再就職支援、現任保育士の就労継続支援に取り組むとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う必要がある。</p> <p>(7) 保育士修学資金等貸付事業 県内保育所等で就労する保育士等を確保するため、保育士資格取得に必要な修学資金や再就職のための就職準備金等の貸付を行うことで保育士養成施設の入学者の増加を図るとともに、潜在保育士の保育現場への再就職支援等に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(8) 放課後児童クラブ施設整備費 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、待機児童の解消を図る必要があることから、市町子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの施設整備を支援する必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(9) 「滋賀で家族になろう」推進事業 結婚の希望が叶えられるよう、課題である認知度の向上および市町や企業等との連携を促進するとともに、更なる気運の醸成を行う必要がある。</p> <p>(10) 多子世帯子育て応援事業 多子世帯に係る保育料および副食費の経済的負担を軽減することにより、安心して産み育てられる環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>(11) 放課後児童クラブ巡回支援事業 放課後児童クラブを巡回し、助言・指導等を継続して行うことにより、引き続き放課後児童クラブの質の向上を図る必要がある。</p> <p>(12) 保育士等奨学金返還支援事業 保育士等が県内の保育所等に就職する契機となるよう、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る必要がある。</p> <p>(13) 医療的ケア児保育支援者育成事業 引き続き、地域の保育所等において医療的ケア児の受入体制を構築し、インクルーシブ保育の取組を促進する必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 乳幼児福祉医療費助成事業</p> <p>①令和6年度における対応 市町と連携し、安定的に制度運営をしていくとともに、全国的な制度となるよう国へ要望を働きかけていく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町と連携し、安定的に制度運営をしていくとともに、全国的な制度となるよう国へ要望を働きかけていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 母子保健対策推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 不妊専門相談センター、にんしん SOS 等の専門的な相談を継続して実施するとともに、プレコンセプションケアについて、県民啓発や、学校や園へ講師を派遣するなど、子ども・若者への健康教育を実施する。また、中学・高校での教育資材を作成し、県内全中学・高校に配布する等プレコンセプションケアの推進に重点的に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 母子保健推進会議で母子保健対策に関する現状の評価・検討を行い、母子保健計画の目標達成に向け、取組を推進する。</p> <p>(3) 子育て支援環境緊急整備事業</p> <p>①令和6年度における対応 地域のニーズを踏まえ、市町が実施する認定こども園整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町の認定こども園整備等が着実に進められるよう支援し、引き続き、子どもを安全・安心に育てられる環境づくりを進めていく。</p> <p>(4) 地域子育て支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 地域の多様なニーズを踏まえ、市町が実施する全ての子育て家庭および子どもを対象とする子育て支援事業について、他市町事業の好事例などの情報共有により、地域の実情に応じた市町の取組を支援する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町子ども・子育て支援事業計画による施策を支援することで、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。引き続き、他市町事業の好事例などの情報共有により、制度の活用などを働きかけていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 低年齢児保育保育士等特別配置事業</p> <p>①令和6年度における対応 各市町に対し、本事業のより積極的な活用を促し、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p> <p>②次年度以降の対応 次年度以降についても、引き続き各市町に対して本事業の積極的な活用を促すことにより、低年齢児保育の質の向上を図るとともに、保育士の業務負担軽減による保育人材の確保を推進する。</p> <p>(6) 保育士笑顔サポート事業</p> <p>①令和6年度における対応 保育人材確保を図るため、引き続きセンターの運営による潜在保育士や養成校卒業者の県内保育所への就職促進や、現任保育士の就労継続のサポート等を行うとともに、保育士有資格者登録制度の周知に努め、潜在保育士の掘り起こしを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 必要となる保育士を確保するため、待機児童対策協議会において、更なる実効性のある取組を検討し、実施していく。</p> <p>(7) 保育士修学資金等貸付事業</p> <p>①令和6年度における対応 保育人材確保を図るため、保育士資格取得に必要な修学資金や再就職のための就職準備金等の貸付を行うことで保育士養成施設の入学者の増加を図るとともに、潜在保育士の保育現場への再就職支援等に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p> <p>(8) 放課後児童クラブ施設整備費</p> <p>①令和6年度における対応 地域のニーズを踏まえて市町が実施する放課後児童クラブ施設整備等について、国との協議や事業の確実な実施を支援することで、待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 待機児童解消や支援体制の分割による保育環境の充実に資するため、引き続き、放課後児童クラブの施設整備が着実に進められるよう支援し、保護者の子育てと仕事の両立が可能となる環境づくりを進めていく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(9) 「滋賀で家族になろう」推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 オンライン型結婚支援センター「しが・めぐりあいサポートセンター しが結」の運営により、結婚を希望している方の出会いの機会を創出するとともに、「あいはぐ応援団」のネットワークも活用して結婚支援コンシェルジュが市町や企業等を訪問し、事業の周知や県および市町の実施する取組への連携を働きかける。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、結婚の希望が叶えられるよう、出会いの機会の創出や、市町・企業等との連携を促進していく。</p> <p>(10) 多子世帯子育て応援事業</p> <p>①令和6年度における対応 引き続き、現行のスキームにより市町に対する補助を継続する。</p> <p>②次年度以降の対応 多子世帯の保育に係る経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進する。</p> <p>(11) 放課後児童クラブ巡回支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 120カ所を巡回し、放課後児童クラブに対して助言・指導等を行う。事故防止を重点項目に位置付け、事故防止対策の取組の確認を徹底する。また、これまでの巡回で蓄積した好事例等をまとめた冊子を作成し、横展開を図ることで県内全体の保育の質の向上を目指す。</p> <p>②次年度以降の対応 これまでの取組を踏まえ、引き続き、放課後児童クラブの質の向上に向けて取り組む。</p> <p>(12) 保育士等奨学金返還支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 県内保育所等で就労する保育士等を安定的に確保するため、県内のみならず、県外の指定保育士養成施設の学生等に対して制度の周知を図る。</p> <p>②次年度以降の対応 より効果的な周知方法を検討し、広く制度の周知を行うことで、本事業の活用を促進する。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(13) 医療的ケア児保育支援者育成事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 引き続き、研修の開催により、保育士や看護師の更なる資質向上を図る。②次年度以降の対応 研修を通してネットワークづくりを推進し、施設における医療的ケア児の受入体制を整備する。 <p style="text-align: right;">(子ども若者政策・私学振興課、子育て支援課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>4 子どもが健やかに育つ環境づくり</p> <p>予 算 額 628,873,000 円</p> <p>決 算 額 623,121,345 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 80,397,967 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・企業参加型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業 街頭啓発：1回、リボン・チラシ配布 約35,000個 賛同企業・団体：18団体、出前講座 24回 ・「虐待ホットライン」 電話相談24時間 365日 ・児童虐待相談等関係職員研修等 7日間 ・スーパーバイザー派遣 15市町（延べ 101回） ・保護者カウンセリング事業 9回 <p>(2) 里親支援ネットワーク事業 30,014,280 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親支援事業 養育里親の新規登録者数 21家庭 里親等への訪問支援 188回 ・養育・養子縁組里親研修 3回 延べ 118人 <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 443,615,243 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭 給付者 25,842人（月平均） ・ひとり暮らし寡婦 給付者 743人（月平均） ・ひとり暮らし高齢寡婦 給付者 683人（月平均） ・父子家庭 給付者 1,339人（月平均） <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 10,248,104 円</p> <ul style="list-style-type: none"> DV相談員養成講座開催 10回 延べ 189人 ・弁護士等専門相談 延べ 47人 ・一時保護委託 27人 ・子ども家庭相談センター相談受付件数 1,505件 うちDV 493件 ・一時保護人員 74人 うちDV 51人

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 地域養護推進事業 42,408,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居場所づくり（マザーボード） 23回開催 参加者計 203人（延べ人数） ・就労、生活に関する相談支援（マザーボード） 4,349件 内訳：生活相談 2,862件、就労相談 990件、医療関連相談 371件 法律相談 126件 ・居場所づくり（コージータウン） 35回開催 参加者計 346人（延べ人数） ・就労、生活に関する相談支援（コージータウン） 1,231件 内訳：生活相談 814件、就労相談 162件、医療関連相談 196件 法律相談 59件 ・継続支援計画の策定 14人（累計48人） ・各種会議の開催による進捗管理、機関連携 全体会議 1回、進捗会議 12回、個別支援会議 98回 <p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業 12,849,072 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども若者ケアラー・コーディネーターの配置 訪問支援実施 地域団体 30回 研修等啓発 3回 市町 32回 ・子ども若者ケアラー支援関係機関職員研修 年間3回実施 参加者 181人（うち23人動画受講） ・民間団体が行うピアサポートやオンラインサロン活動等に対する補助 ピアサポート活動等 490回 参加者計 2,325人（延べ人数） オンラインサロン活動等 376回 参加者計 1,874人（延べ人数） <p>(7) 養育費履行確保等事業 66,600 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正証書等による債務名義の作成支援 3件 ・養育費の取り決め等に関する相談会 5回 参加者15人 <p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 3,522,079 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ともだち登録数 5,957人 ・相談件数 5,174件

事 項 名	成 果 の 説 明								
	<p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンにおいては、民間企業にポスターの掲示やオレンジリボンの着用を依頼し、商業施設での啓発活動によるオレンジリボンキャンペーン等の周知により、地域住民の虐待防止への関心を高め、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるとともに、被虐待児の保護・ケアおよび家庭への支援を実施した。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業 新規里親の開拓、里親家庭への巡回訪問、里親サロン等の里親への支援を通して、里親の確保と里親家庭における養育の質の向上が図られ、社会的養護が必要な児童を家庭と同様の養育環境の中で育てることができた。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="0" data-bbox="705 726 1646 798"> <tr> <td>養育里親の新規登録者数</td> <td>令5年</td> <td>目標値</td> <td>達成率（累計）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>21世帯</td> <td>各20世帯／年</td> <td>100%（26%）</td> </tr> </table> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 市町が実施する母子家庭、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦および父子家庭に係る福祉医療費給付に助成を行い、該当世帯の経済的負担の軽減を図った。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 被害者支援を行う者を対象とした専門研修の実施により、対応力の質の向上を図り、被害者への相談・一時保護を適切に実施し、DV被害者の自立に向けた包括的な支援を行った。</p> <p>(5) 地域養護推進事業 児童養護施設等を退所した者等に対し、生活支援や就労支援、居場所づくりを通じて、社会的な自立の支援を行った。</p> <p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業 子ども若者ケアラー・コーディネーターを配置し、各市町や民間団体の伴走支援を通して、支援体制の強化を図った。また、関係機関職員研修を実施し、支援者側の早期把握・支援につなげるために職員の資質向上を図った。 ピアサポート・オンラインサロン等、民間団体における居場所の提供や相談活動の支援を通して、子ども若者ケア</p>	養育里親の新規登録者数	令5年	目標値	達成率（累計）		21世帯	各20世帯／年	100%（26%）
養育里親の新規登録者数	令5年	目標値	達成率（累計）						
	21世帯	各20世帯／年	100%（26%）						

事 項 名	成 果 の 説 明				
	<p>ラーに対する認知度の向上および当該子ども若者の伴走支援および心的負担の軽減を図った。</p> <p>令和8年度(2026年度)の目標とする指標</p> <table border="1" data-bbox="772 411 2033 480"> <tr> <td>子ども若者ケアラー関係機関職員研修の参加者数</td> <td>令5 181人(実人数)</td> <td>目標値 各180人/年(実人数)</td> <td>達成率 100%</td> </tr> </table> <p>(7) 養育費履行確保等事業 養育費等の取り決めに関する相談事業や公正証書の作成補助等を行うことで、離婚協議開始前の父母等の養育費履行確保を支援した。</p> <p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 若者等にコミュニケーション手段として広く普及しているSNSによる相談窓口を設け、相談機会の多様化を図るとともに、相談体制の充実を図り、これまで相談につながりにくかった若者等が相談しやすい環境を整備し、相談を受け付けた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業 児童虐待相談件数は年々増加し、対応も複雑化・困難化している中、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮し、県内いずれの地域においても、より丁寧なケース支援、より迅速な緊急対応ができる体制づくりを行い、市町や関係機関と連携しながら県全体の子ども家庭相談体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 里親支援ネットワーク事業 家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することとしており、里親制度の普及啓発や里親支援の更なる強化が必要である。</p> <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費 社会的、経済的に弱い立場にある人の保健の向上を図るため、医療費助成を継続する必要がある。</p> <p>(4) DV被害者総合対策推進事業 DV相談における様々なニーズに対して、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、支援者の対応力の向上と関係機関との連携の強化が必要である。</p>	子ども若者ケアラー関係機関職員研修の参加者数	令5 181人(実人数)	目標値 各180人/年(実人数)	達成率 100%
子ども若者ケアラー関係機関職員研修の参加者数	令5 181人(実人数)	目標値 各180人/年(実人数)	達成率 100%		

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(5) 地域養護推進事業 支援対象者のニーズや支援者との関わり方等が多様化しているため、一人ひとりの状況に応じた支援が行えるよう、支援者の対応力の向上と関係機関との連携の強化が必要である。</p> <p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業 支援が必要であっても表面化しにくいのが課題であり、市町の取組支援や関係機関職員の子ども若者ケアラーに対する認知度の向上により、早期発見・支援につなげられるように支援体制を強化していく必要がある。また、子ども若者本人に対しても認知度の向上を図ることによって、学校支援や関係機関による支援が行き届くようにする必要がある。</p> <p>(7) 養育費履行確保等事業 公正証書等作成補助や保証契約締結促進補助の活用により養育費受給世帯が増えるよう、更なる制度周知が必要である。</p> <p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業 相談件数、相談者の属性、アクセス状況等を分析し、より相談者が相談しやすい環境の整備に努める必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童虐待防止対策事業</p> <p>①令和6年度における対応 国の新たな児童虐待防止対策体制強化プランに基づき、子ども家庭相談センターの職員の人材確保・育成、定着支援等に取り組む。加えて、令和6年4月に開所した日野子ども家庭相談センターを含む県内4センター体制により、子どもの安全・安心を最優先に、市町と連携して迅速かつ適切に対応できる体制の強化に向けて取り組む。 市町との連携においては、関係機関との共通理解や円滑な情報提供を図るための在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの活用を進め、適切な役割分担のもと児童虐待への対応と家庭への支援に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、子どもの最善の利益を最優先に、子ども家庭相談センターの機能強化を計画的に進めていくとともに、市町や関係機関との連携を強化し、県全体の児童虐待への対応や子ども家庭相談体制の強化を図る。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 里親支援ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 社会的養護を必要とする子どもに家庭と同様の養育環境を提供するため、里親のリクルート、研修、マッチング、登録後の支援等、包括的な里親支援を里親支援センターに委託し、継続的に質の高い里親養育支援を行う。②次年度以降の対応 里親支援センターによる里親支援業務の充実により、更なる里親支援の強化を図る。 <p>(3) ひとり親家庭等医療給付費</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 適切な制度利用を図っていく。②次年度以降の対応 本給付制度を安定的に維持していく。 <p>(4) DV被害者総合対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 引き続き、DV等相談対応職員を対象とした専門研修を実施することにより相談員の資質の向上を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター連絡会議や女性相談支援員連絡会議、市町等DV対策担当者会議により関係機関の情報共有と相互理解を深め、連携強化を図る。②次年度以降の対応 「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」および「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づいて、児童虐待対応機関を含む関係機関と連携し、被害者への切れ目のない支援を強化するとともに、DVの未然防止やDV被害の拡大・深刻化の防止を図る。 <p>(5) 地域養護推進事業</p> <ul style="list-style-type: none">①令和6年度における対応 守山、彦根の拠点を中心に、既存の社会的養護に関する施設等と連携しながら充実した支援体制を構築し、丁寧な支援につなげていく。②次年度以降の対応 引き続き、市町や他の民間団体等との連携を進め、各地域における支援体制の充実を図る。

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(6) ヤングケアラー支援体制強化事業</p> <p>①令和6年度における対応 ピアサポート等を行う民間団体への補助事業を継続し、公的な相談窓口につながりにくいという課題を寄り添い型による支援で補うとともに、関係機関職員研修の実施や、子ども若者ケアラー・コーディネーターによる市町等への伴走支援により、支援体制の強化を図る。また、子ども若者にとって分かりやすい啓発資材を作成し、子ども若者ケアラーの認知度の向上に努める。</p> <p>②次年度以降の対応 民間団体への補助事業を通して、更に充実した寄り添い支援を実施するとともに、関係機関職員研修や子ども若者ケアラー・コーディネーターによる各市町の子ども若者ケアラー支援に係る助言等により、支援体制の強化を図る。</p> <p>(7) 養育費履行確保等事業</p> <p>①令和6年度における対応 児童扶養手当の現況届提出時等のタイミングで町や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、養育費履行確保支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き事業の周知を図り、養育費確保につなげていく。</p> <p>(8) SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業</p> <p>①令和6年度における対応 庁内関係課（子どもの育ち学び支援課（子ども・青少年局および幼小中教育課から事務移管）、障害福祉課、女性活躍推進課（男女共同参画センター）のほか、新たに健康福祉政策課、労働雇用政策課を加えた5課）が連携し、支援を必要としている方への周知に取り組んでいる。</p> <p>②次年度以降の対応 相談状況を分析し、よりきめ細やかな支援につなげていく。</p> <p style="text-align: right;">(子どもの育ち学び支援課、子ども家庭支援課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明								
<p>5 子育てをみんなで応援する社会づくり</p> <p>予 算 額 3,373,801,000 円</p> <p>決 算 額 3,343,550,661 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) 児童手当負担金 3,315,389,144 円 ・延べ支給対象児童数 2,003,184人</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 4,361,517 円 ・参加（登録）企業 2,335事業所</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 23,800,000 円 ・申込数 6,435人</p> <p>2 施策成果</p> <p>(1) 児童手当負担金 「児童手当」の財源を一部負担し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与した。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業 社会全体で子育て家庭を支える環境づくりや機運を醸成するため、子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけ、35箇所を新たに「淡海子育て応援団」として登録した。</p> <p>令和8年度（2026年度）の目標とする指標</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">淡海子育て応援団等の地域協力事業所数（累計）</td> <td style="text-align: center;">令5</td> <td style="text-align: center;">目標値</td> <td style="text-align: center;">達成率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,335箇所</td> <td style="text-align: center;">2,520箇所</td> <td style="text-align: center;">2,520箇所</td> <td style="text-align: center;">92.6%</td> </tr> </table> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 子育て世帯への「ありがとうの贈りもの」のお届けやポジティブキャンペーンの実施により、子育て世帯等に対して祝福と感謝を伝えるとともに、社会全体で出産、子育てを応援する気運を高めることができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 児童手当負担金 児童手当法の一部改正が令和6年10月1日から施行され、支給期間、所得制限、第3子以降の児童に係る支給額、支払い月などが変更されることから、市町において児童手当事務の適正な運営が行われるよう支援をする必要がある。</p>	淡海子育て応援団等の地域協力事業所数（累計）	令5	目標値	達成率	2,335箇所	2,520箇所	2,520箇所	92.6%
淡海子育て応援団等の地域協力事業所数（累計）	令5	目標値	達成率						
2,335箇所	2,520箇所	2,520箇所	92.6%						

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 淡海子育て応援団事業 目標達成に向け、引き続き、企業に子育てを応援するサービスの実施および「淡海子育て応援団」への登録の働きかけを強化する必要がある。</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業 企業等や市町との連携を強化し、より多くの対象世帯に贈り物を届けるとともに、社会全体で子育てを応援する気運をさらに高めていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) 児童手当負担金</p> <p>①令和6年度における対応 過去の児童手当事務指導監査において、多く指摘を行った事項について、市町における適正な認定事務を支援していく。制度の周知など市町へ情報共有を行い、運営の適正化を支援していく。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、市町との連携を強化し、適正な認定事務を支援していく。</p> <p>(2) 淡海子育て応援団事業</p> <p>①令和6年度における対応 業界団体等への働きかけや商工観光労働部との連携を強化し、「淡海子育て応援団」の周知および登録事業所数の拡大を図る。子育て情報発信のためのポータルサイト「ハグナビしが」のリニューアルを行う。</p> <p>②次年度以降の対応 リニューアル後のポータルサイト等を有効に活用し、妊娠・出産・子育てに関する情報発信や啓発、淡海子育て応援団の卓上のぼりやステッカーの掲示等により認知度の向上に取り組んでいく。</p> <p>(3) 滋賀で誕生ありがとう事業</p> <p>①令和6年度における対応 社会全体の気運醸成のため、特に企業等への働きかけを強化するとともに、よりよい運用を図るため、市町との情報交換を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 引き続き、事業の効果的な運用を図り、充実に取り組んでいく。</p> <p style="text-align: right;">(子ども若者政策・私学振興課、子育て支援課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>6 青少年の健全育成</p> <p>予 算 額 77,880,000 円</p> <p>決 算 額 76,839,860 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 976,860 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験プログラム一覧パンフレット 89,000部 ・県ホームページ事業掲載数 309事業 ・新規登録団体募集チラシ 3,000部 ・体験活動実施者のスキルアップ研修会 5月：50人 2月：48人 <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 1,080,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止・環境浄化対策連絡会議の開催 ・啓発活動 7月、11月 ・非行防止・環境浄化活動資料作成・配布 <p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 17,600,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年（補導）センター 16カ所 指導少年数 延べ 200人、就職・就学者数 127人 ・無職少年対策連絡会議の開催 <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 57,183,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年立ち直り支援センター（あすくる） 9カ所 ・支援少年数 133人（うち就職・就学等20人） <p>2 施策成果</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>子どもを対象にした県内の体験活動プログラムの情報を集約し、一覧パンフレットを作成するとともに、県ホームページを活用して広く広報することで、子どもたちの自主的な体験活動への参加を促すことができました。また、体験活動を提供する者のスキルアップを図るため、研修会を年間2回実施し、子どもたちへの体験活動の充実を図り、交流を深めることができました。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>県内の少年センター関係職員や青少年育成団体等を対象とした研修会を開催し、青少年の非行防止・環境浄化活動に対する知識の普及や機運の醸成を図り、地域の実情に応じた少年に有害な社会環境の浄化活動を推進するとともに、啓発活動の実施により県民の青少年に対する非行・被害防止意識の醸成を図ることができた。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 無職少年に対する就労・就学等の支援活動、不良行為少年に対する街頭補導活動、ひきこもり等問題を抱える少年に対する真摯な相談活動等により、少年らを就職・就学させることで非行防止を推進した。 就労・就学以前に、少年の意欲・自主性を高めることが必要なため、職業体験活動、履歴書作成指導、在籍校のレポート作成支援等を通じて動機付けを行った上で、個別に応じた就労・就学につなげた。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 少年補導センターに設置された青少年立ち直り支援センター機能（あすくる）の支援を通じて、市町や学校、関係機関との連携のもと、個々人の状況に応じた個別支援プログラムに基づく就学・就労・生活改善等の支援を行い、非行少年、問題行動を起こす少年らの立ち直り、就職や進学・学校復帰等につなげた。 総合コーディネーター（学識経験者等）による年3回の訪問活動により、個別ケースの支援状況について助言指導等を実施した。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業 令和4年度から令和5年度にかけてプログラム数が47増加したものの、地域差が生じているため、新規登録団体の開拓、多様な団体との連携、県ホームページによる更なる周知を進め、県全域でのプログラムの充実に努めていく必要がある。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業 インターネットの利用拡大等によるSNS等に起因した子どもの被害拡大や刑法犯少年の増加、薬物乱用など、青少年の非行・被害の状況を踏まえ、関係機関・団体が連携し一体となって青少年の健全育成に資する環境づくりに取り組んでいく必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業 学校や職場などの帰属先のない無職少年や、ひきこもり等自宅から出てこない青少年は非行に陥りやすい環境下にあることに加え、実態把握が難しいことから、学校等の関係機関との情報共有等の連携の強化により無職少年等の把握および就労体験や学習指導、相談活動等を継続して実施する必要がある。 非行少年の人数が増加に転じており、複雑・困難な環境を背景にもつ非行少年などが学校、職場、家庭等から孤立しないよう、広く確実な支援活動を行える環境づくりを検討する必要がある。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業 近年、刑法犯少年が増加する中、非行少年であっても、更生保護制度上の保護観察がつかない者や社会的養護における要保護対象とならない者などは、必要な支援が行き届かず、非行要因を改善しにくい環境下にあるため、その立ち直りのためには、切れ目のないきめ細かな支援が必要である。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) しがこども体験学校推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 県内各地で、子どもたちに体験プログラムを提供できるように市町等を通じて体験活動を実施している団体へ働きかける。</p> <p>②次年度以降の対応 プログラム数を増やし、地域差を解消させるため、新規団体の開拓に取り組むとともに、より多くの子どもたちの参加につながるように、周知の方法を工夫していく。</p> <p>(2) 青少年にふさわしい環境づくり推進事業</p> <p>①令和6年度における対応 「青少年の非行・被害防止強調月間」等の機会を捉え、関係機関・団体等が一体となって、青少年の健全育成の趣旨の周知・啓発に取り組むとともに、インターネット利用による子どもの被害等の防止や万引き等初発型非行の防止等に取り組む。</p> <p>②次年度以降の対応 青少年の健全育成に資する環境づくりを一層推進していくため、引き続き、関係機関・団体と連携し、地域の実情に応じた有害環境の浄化活動と事業者に対する協力要請、県民の非行・被害防止意識を高めるための広報啓発活動に取り組んでいく。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(3) 無職少年等非行防止対策事業</p> <p>①令和6年度における対応 少年補導センターとの連携会議開催による無職少年の現状と問題把握、無職少年対策指導員の指導による就労・就学に向けた支援を実施する。また、複雑・困難な環境を背景にもつ非行少年などが学校、家庭等から孤立しないよう無職少年等の把握について、学校や関係団体と連携・情報交換等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 学校、警察、市町等関係団体と連携し、帰属先のない無職少年の把握、就学や就労に向けた無職少年の受入企業の開拓等を推進する。</p> <p>(4) 非行少年等立ち直り支援事業</p> <p>①令和6年度における対応 非行少年等やその家族に対して適切なアセスメントによる支援が実施できるよう、総合コーディネーターの訪問活動により、個々のケースに応じた具体的な助言を行うとともに、他機関との連携により、立ち直り支援への理解を求め、青少年サポーターや支援企業の拡大を図る。 また、複雑・困難な環境下にある非行少年等への支援能力向上のため、専門機関等との意見・情報交換等を行う。</p> <p>②次年度以降の対応 専門知識を有する識者による講演や専門機関等との意見交換を交えた研修会等を定期的に開催し、青少年立ち直り支援センター職員の専門性の更なる向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">(子ども若者政策・私学振興課、子ども家庭支援課)</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
<p>7 総合的な就業支援の実施</p> <p>予 算 額 24,528,000 円</p> <p>決 算 額 23,751,500 円</p>	<p>1 事業実績</p> <p>(1) ひとり親家庭総合サポート事業 19,511,000 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談 2,062件 (来所 261件、電話 1,665件、巡回87件、出張49件) ・就業実績 121人 ・弁護士無料相談 56人 ・介護保険事務講座 修了者 9人 ・パソコン講習 修了者 16人 ・簿記講座 修了者 4人 ・自立支援プログラムの策定 68件 ・情報交換 (交流カフェ) 50人 (5回開催) <p>(2) 自立支援給付金事業 4,240,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 4人 ・修業修了者 1人：うち資格取得者1人、うち就職した者1人 <p>2 施策成果</p> <p>(1) ひとり親家庭総合サポート事業 就業支援員やプログラム策定員を配置し、ひとり親家庭に対して就業相談や講習会の開催等を実施し、就業による自立へつなげた。またコーディネーターを配置し、ひとり親家庭に寄り添った相談を行い、交流カフェの開催により、ひとり親家庭同士の交流および情報交換の場を設け、生活支援を行った。</p> <p>(2) 自立支援給付金事業 ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得するため、養成機関での修業期間中の生活資金を支給し、ひとり親家庭の就業による自立を支援することができた。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) ひとり親家庭総合サポート事業 ひとり親家庭は就業だけでなく、家事、育児、児童の教育、養育費等の様々な課題を同時に抱えたケースが多く、就業以外の相談への対応が求められており、一人ひとりに寄り添った就労支援と総合的なサポートを行う必要がある。</p>

事 項 名	成 果 の 説 明
	<p>(2) 自立支援給付金事業 引き続き事業の周知を図り、ひとり親家庭の父母が看護師等の国家資格を取得することにより、安定した就業につなげていく必要がある。</p> <p>4 今後の課題への対応</p> <p>(1) ひとり親家庭総合サポート事業</p> <p>①令和6年度における対応 就業相談、個別就労プログラム策定、就業情報の提供などひとり親家庭の就業支援を行っている。また、ひとり親家庭と市町や様々な支援機関を連携させるコーディネート機能を持った総合的なサポート体制により、就業以外の生活に関する相談等の支援を行うとともに、ひとり親家庭同士が交流できる機会を創出する。</p> <p>②次年度以降の対応 市町等の意見を聞きながら、一人ひとりに寄り添った就労支援や総合的なサポートを実施する。</p> <p>(2) 自立支援給付金事業</p> <p>①令和6年度における対応 令和5年度より対象資格等を拡充している。市や健康福祉事務所と協力し事業の周知を図り、不安定な就労環境にあるひとり親家庭の就業支援に取り組んでいく。</p> <p>②次年度以降の対応 ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。</p> <p style="text-align: right;">(子ども家庭支援課)</p>